## 第6回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会 議事概要

日時:平成29年10月20日(金)9時00分~11時00分 場所:第1会議室(中央合同庁舎第2号館10階)

## 【1. 開会】

○ 今回は、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(以下「基本的な指針」という。)を受けた、事業報告書の記載事項及び独立行政法人会計基準の改訂に係る今後の検討課題を整理するものであると、部会長より説明がなされた。

## 【2.議事】

- 「議事1 事業報告書に係る論点の整理」について、事務局から説明があり、その説明 を踏まえ、以下の意見及び質疑応答があった。
  - (委員) 独法は現状でも多くの公表資料を作成しているが、限られたリソースで、限られた 時間の中でやらなければならない。どの資料が本当に必要なのか、現状を踏まえた整理を しなければならない。
  - (委員) プラットフォームとしての報告書を念頭に置くことはいいと思う。整理する際には、 例えば3分類とか、法人の大小(規模など)によって記載事項を分ける必要があるかもし れない。
  - (委員) 独法は膨大な情報を公表しているので、全体的な情報を整理して、最終的には事業報告書に繋げられるよう、きちんと体系化することができないか。
  - (総務省)事業報告書は一般目的と定めているところであり、記載する情報にも制限がある ものと考えるが、今後、実態調査やアンケートの結果を踏まえてまた検討いただきたい。
  - (委員)情報はたくさんあればいいというものではなく、たくさんの情報があると必要な情報を見失う弊害もある。法人がインターネットを通じて公表している情報については、参照方式により、個人が必要な情報を入手できる方向で進めてほしい。

- (総務省) 現在調査中ではあるが、独法によっては、企業における統合報告的な報告書など 任意で作成しているところもある。その中にはホームページのアドレスが添付されてい るものも見受けられる。
- (委員) ウェブのみで情報を届けることがいいかどうかという点は別途検討が必要だが、民間では、すでに別途開示されていればそれらにリンクを張るという方法もある。事業報告書を作成するために別の公表資料から転記する必要もなく、またどこかの資料が更新されたことにより、報告書本体を更新する必要もないなどの点がメリットになる。
- (委員) 基本的には情報の開示というのは独法が何をアピールしたいのか、という点が重要である。情報を見る側の視点も大事であるが、見せる側に立って考えると、報告書にはストーリーを持たせることが必要だと思う。ストーリー性を前提にして、記載されている事項のエビデンスや他の公表資料とのつながりを見せるとわかりやすくなるのではないかと思う。開示項目をいくら決めても主体性がないと全体の体系が見えなくなってしまう。
- (委員) 参照方式にする場合、報告書の開示のタイミングによっては参照情報の修正などにより、参照しても意味がなくなってしまうことがある。実態調査する際に、その点も併せて調査いただきたい。
- (委員) 独法は、民間企業と違い、ほぼすべての情報が開示請求の対象となっているのであれば、報告書自体はエビデンスの量よりもわかりやすさを求めることが大事であるとも言える。独法ごとの裁量で考え、コストと成果を対比させるなどの工夫があってもいい。
- (委員) 実態調査については、フィードバックの方法も考えておくとよい。また、聞かれる方に、単に作業が増えるイメージを与えるのではなく、整理統合や廃止するものもあるということをしっかりと伝えて、作業する人たちに将来の希望を見いだせるようなものにしておくと良い。
- (委員) ストーリー性があると読みやすくなるし、それは理解を深めるということ、それから興味を持ってもらえるということにも繋がる。ホームページのアクセス回数などを利用して、ボイラープレート化しないように、法人間の競争意識とか、改善しようという何らかのインセンティブが働く仕組みがあると良い。

- 「議事2 「基本的な指針」を踏まえた独立行政法人会計基準の改訂~改訂が必要な箇所(案)~」について、事務局から説明があり、その説明を踏まえ、以下の意見及び質疑 応答があった。
- (委員)資本取引・損益取引区分の原則のところで、今の注6の記載だと、業績評価の話と して、損益計算書にだけ焦点を当てていて、国民にとってみると、独法の事務活動による コスト、またそれらが税金から支弁されていることの全容が見えてこない。
- (委員) 独法が関係会社を持っているということは、主務官庁が直接持っていないこととの 対比で理由があるはず。お金の流れがどうあるかが見えるようにするだけでなく、そのよ うな項目も入れたらいいのではないか。資金の流れだけだと法人の長の責任は子会社に 対してはありませんと言っているようにも見えかねない。
- (委員) 持分法というのは、キャッシュ・アウトして出資した後に配当金しかキャッシュ・インフローがなくて、あとはペーパー・プロフィットとしての評価益が持分法利益で計上されるというだけ。株式会社の運営からいくと、何のために持っていて、いつ売るのかとよく聞かれる。そのため、持っている理由や、今の業績などの情報が必要になってくるのではないか。
- (総務省)独法は、基本的に出資はできないということで制度ができていて、むしろ出資ができる独法というのは、研究費を出資の形で出すなど、ある意味、出資自体が目的でやっている法人が中心であり、単に支配従属関係を求めるために出資して子会社化するような話は認められていない。その意味で、注82で公的な資金がどのように使用されているかが書かれているのだと思っており、持分法についても、このような話と関連して、社会実装やインパクトなどを踏まえたものとなるのではないか。
- (委員) 真実性の原則の注1に「業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である国民に開示する責任」と書いてあるが、一般目的という話の中で国民に対するものとして記載したままで良いのか。また、企業会計原則は昔つくられた原則で、日本国内の話だが、他にも保守主義の原則があって、最近の基準では必ずしも保守主義でないところが理論的に書いてあるように見える。
- (委員)企業の場合、わりとガバナンスという支配従属関係から整理しているが、独法の場合はそのような整理ではない。異なる考えから、連結対象から外すことをしているので、企業とは逆に、なぜ外したのかということを積極的に書かないといけない。それから、もっと難しいのは、財団の取り扱いで、実際は独法ではなくて、本省がガバナンスを効かせ

ているというところが多いので、だから独法に聞いてもわからないと言われてしまうこともある。そのようなことも含めて検討すると良い。

(総務省) 一般原則については、通則法第37条に「原則として企業会計原則」によると書かれているので、それをどう捉えるかが重要になる。会計公準や企業会計原則、それから概念を記載した「基本的な指針」があって、どれに特に重点を置くのかといったことにも関連するのではないか。

(委員) 資産負債アプローチと収益費用アプローチの両方だという話しが出ていて、今の企業会計はむしろそちらに寄っているが、概念フレームワーク自身は、まだ規範性のあるステージにあがっていない。そのところをどのように落とし込むのか、企業会計自身もピースミールでつくってしまっているところがあり、一連の体系にはなっていない。その点もあって、今は独法特有の一般原則として修正して、基準に記載しているが、本当は全部削ってしまうという議論もある。ただ、それは企業もやっていない、概念フレームワークから解き起こした会計の規範性に対する新たな挑戦ということになり、大改造する話になってしまう。

(委員) 株を持ったまま独法になった法人など、国の会計の話の中で、出資という形をとらざるを得なかったところもあったと思うが、今の出資状況がきれいに整理されているなら、事と次第によっては第13章の連結の記載を削るという考え方もある。公的な資金の全体の流れについて、どれほどの情報価値があるのか、今の状況と照らした整理ができるのではないか。

(委員) 一般原則の第1から第7まで、独法はこういうものだというお題目的な記載が多い。 何回も書く必要は無いと思う。基準を読む人の心理的なハードルにも配慮した記載、ページ数であることを意識して整理すると良い。

(委員)評価は個別財務諸表でやっており、連結は歴史的な背景を踏まえた例外的なものであったなら、今となっては、注記のような形で記載しておけば、企業会計のような大がかりな連結でなくても開示目的として足りるのかもしれない。

(委員)第11章から独法固有の会計処理の話が始まるが、これが大事な部分であり、結構な分量になっている。この独法固有の箇所は、本基準のもっと前段のところに、なるべくシンプルな表現で入れ込んでおくべきではないか。基準を最初から読み進めると、最後の方で一番重いものが記載してあるように見えるので、章立てと記載場所に工夫の余地がある。

(委員) 今は連結行政サービス実施コスト計算書が無く、また今後の連結行政コスト計算書 も必要ないと思っている。あるいは連結剰余金計算書や連結キャッシュ・フロー計算書も 必要ないのかもしれないが、その場合であっても何らかの理由を書いておかないと知ら ない人にとっては、疑問を感じさせることになる。

(総務省)連結財務諸表については、法人の財源構造を踏まえた検討が考えられ、「基本的な指針」に従った法人2分類や、法定勘定ごとに財務諸表をつくっていることなどに着目できる。また、国も連結財務書類をつくっており、検討にあたっての参考となる。

(委員)単に連結財務諸表をつくるのではなく、活用の場面をイメージしながら検討した方が良い。事業報告書についても連結の視点を含めて書けば、もう少し連結財務諸表を読む気になるのではないか。

(委員)企業会計の個別財務諸表でいくと、資産性の評価は、10%価値が落ちているとか、50%落ちているといったことから、取得原価のままか、減損するということになる。個別財務諸表だけ見ていると資産性については先送りしているようにも見えるので、連結をちゃんと見ておかないといけないという話に繋がる。独法でも、出資当時の状況という点もあるが、目的をしっかりと見えるようにしておけば、この出資は要らないとか、これは直接出資すべきではないかという議論が出るようになると思う。

○ 次回の共同ワーキング・チームは、11月17日に開催する旨、事務局から説明がなされた。

以上